

2020年3月23日

各位

株式会社 紀陽銀行

「創業支援窓口」の設置について

株式会社紀陽銀行（頭取：松岡 靖之）は、創業を検討されている方や創業されて間もない事業者さまの課題解決に向けた支援体制を強化するため、2020年4月1日（水）より各紀陽ビジネスセンターに「創業支援窓口」を設置しますので、下記のとおりお知らせいたします。

紀陽銀行は、今後も創業から事業承継まで、お客さまのライフステージに合わせた本業支援に積極的に取り組んでまいります。

記

1. 「創業支援窓口」の設置場所

センター名	住所	電話番号
紀陽本店 ビジネスセンター	和歌山市本町1丁目35番地 (本店自動サービスコーナー2階)	073-426-7117
紀陽紀北 ビジネスセンター	和歌山県岩出市清水500番1 (紀陽銀行岩出支店内)	0736-66-8050
紀陽中紀 ビジネスセンター	和歌山県海南市黒江657番地の2 (紀陽銀行海南支店内)	073-488-2025
紀陽田辺 ビジネスセンター	和歌山県田辺市高雄1丁目16番20号 (紀陽田辺ビル2階)	0739-22-6051
紀陽南大阪 ビジネスセンター	岸和田市上野町東10番5号 (紀陽銀行岸和田支店内)	072-447-4800
紀陽堺 ビジネスセンター	堺市堺区市之町東1丁目1番10号 (紀陽堺ビル3階)	072-275-5138

※営業時間はいずれも平日9:00~15:00（電話受付は平日9:00~17:00）
なお、紀陽堺ビジネスセンターについては、2020年4月1日（水）オープン予定

2. 業務内容

- (1) 創業時～創業後の課題に関するご相談対応
販路開拓や人材確保などさまざまなご相談に応じます。
- (2) 創業資金の調達支援
日本政策金融公庫との協調融資も可能な創業者支援ローン（別紙の※1 参照）や当行独自金利で取り組みいただける信用保証協会の制度融資など（別紙の※2 参照）により、円滑な資金調達をサポートします。
- (3) 創業関連のセミナーや相談会の実施

3. 設置日

2020年4月1日（水）

以上

本取り組みは、SDGs（持続可能な開発目標）のゴール8「働きがいも経済成長も」につながる取り組みです。



(1) 紀陽銀行

商品名	紀陽創業者支援ローン
対象	・ 事業を営んでいない個人さまで、具体的な計画に基づいて、新たに事業を開始する、あるいは会社を設立して事業を開始する方 ・ 事業開始後また会社設立後 5 年以内で、事業を拡大する具体的な計画を有する方
資金使途	運転資金・設備資金
融資金額	1,000 万円以内
融資期間	5 年以内（据置 6 か月以内）
融資利率	年 1.20% (固定金利)

日本政策金融公庫との協調融資も可能・・・(※1)

(2) 和歌山県制度融資・・・(※2)

制度名	新規開業資金（創業枠・創業サポート枠）
対象	和歌山県の定める要件に合致する事業者さま
資金使途	運転資金・設備資金
融資金額	3,500 万円以内
融資期間	10 年以内（据置 1 年以内）
融資利率	年 0.50% (独自金利：固定型)

(3) 和歌山市制度融資・・・(※2)

制度名	起業家支援資金（一般枠・まちなか枠）
対象	和歌山市の定める要件に合致する事業者さま
資金使途	運転資金・設備資金
融資金額	2,000 万円以内
融資期間	10 年以内（据置 1 年以内）
融資利率	年 0.50% (独自金利：固定型)

(4) 大阪信用保証協会「金融機関連携型創業関連保証制度」活用型融資・・・(※2)

商品名	頑張る未来応援融資
対象	当行と協力して実現可能な創業（事業）計画書を作成・提出することができ、かつ、大阪信用保証協会の定める要件に合致する事業者さま
資金使途	運転資金・設備資金
融資金額	2,000 万円以内
融資期間	10 年以内（据置 1 年以内）
融資利率	年 0.50% (独自金利：短プラ連動型)

※いずれも 2020 年 3 月 23 日時点の制度概要であり、今後変更となる可能性がございます。制度融資の詳細は、今回設置の「創業支援窓口」にお問い合わせください。

※お申込みに際しては所定の審査がございます。審査結果によってはご希望に添えない場合がございます。

以 上